

日本会社法とミャンマー会社法とどこが似て、どこが違うか。

2016.4.3 山田 義郎

参照 ミャンマー会社法 [英語版](#)、[日本語訳](#) 参照。

ミャンマー会社法の [簡潔な解説](#)

現在改正法案が公表されている。DICAを参照。

日本会社法（2005年）

ミャンマー会社法（1914年）

（ # 訳語は、小町谷操三・武市春男の各「イギリス会社法」の訳語による。同書は、いずれも1948年イギリス会社法を解説したもの。）

- ・ 1908年イギリス会社法を基礎とする。
- ・ 日本の旧商法の株式会社と同様に、資本充実・維持の原則（払込義務、自己株式の禁止等を厳格に貫いている。）
- ・ 会社法以外に「清算」「銀行」独立前の「経過規定」を含む。
- ・ 外国会社は営業許可が必要。

・ 会社の種類

- ・ 持分会社（合名・合資・合同）
特例有限会社
- ・ 規模等による種類
大会社（2-6）
公開会社 v s 非公開会社（2-5）
取締役会設置会社(331-5)
監査役（会）設置会社(329,390)

- ・ Companies Limited by sharees(株式会社、5)さらに
 - ・ private companies(私会社) = 日本の旧有限会社
 - ・ public companies(公募会社) = 日本の旧株式会社(2-13A)

委員会設置会社(331-4)	・ Companies Limited by guarantee(保証有限会社)(5)
会計監査人設置会社(327)	
会計参与設置会社(326)	・ unlimited companies (無限会社)(5)
・ その他の種類	
外国会社	# ほとんどは、private companies である。以下 private companies を基本に説明する。
親会社・小会社	
	・ Foreign company(外国会社：1株でも外国人が持っている会社、2)

Private companies とは、元は同族会社として設けられたものであり、2人以上をもって設立でき(2-13)、構成員は50人以下に制限され、株式譲渡に制限が有り、公募が禁止されているものである。それ以外が公募会社である。(私見では、多くの private companyが、会計帳簿の非公開で財務を秘密にでき、かつ正確性に欠ける会計帳簿で、納税する会社は少ないのではないかと推測している。)

商号

・ 原則自由	
・ 会社は、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社の文字を用いなければならない(6)。	・ 株式有限会社には「Limited」の文字(6)
・ 同一住所で同一商号の禁止(商業登記法27)。	
・ 何人も、不正の目的をもって、他の	・ 類似商号の禁止(11)

- | | |
|---|---|
| <p>会社であると誤認されるおそれのある名称または商号を使用してはならない（8条）。</p> <p>・使用しようとする他人の商号が周知著名なものであるときは、不正競争となる（不正競争防止法2,3,4）。</p> <p>・日本語、ローマ字も可（商業登記規則 50）</p> | <p>・禁止商号（Crown, Emperor, Empire, Empress, Federal, Imperial, king, Queen, Royal, State, Reserve Bank, Union, President Municipal Charterd）</p> <p>・原則英語（73）</p> |
|---|---|

最低資本金

規制なし。1円以上であれば良い。

製造業、： 15万ドル

サービス業、旅行業等： 5万ドル

株式の種類

・ 株式の内容

全部譲渡制限株式(2-17)

取得請求権付株式(2-18)

取得条項付株式(2-19)

多数の種類株式

（剰余金の配当、剰余財産の分配、議決権制限、譲渡制限、取得請求権付、取得条項付、全部取得条項付、拒否権付、明日役員選任解任）

・ 株券不発行(214)

・ 配当、議決権、出資の返還等に関し、優先、劣後株を発行できる（別表A,3）

・ 株券発行（108）

現物出資・財産引受

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 定款記載 (28) <p>検査役の調査 (但し、500万円以下は不要) (33, 207)</p> | <ul style="list-style-type: none">・ 目論見書を発行する際は記載(93-1-f,ff). <p>private companiesには不適用。</p> |
|---|--|

設立時発行株式数

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">発起人全員の同意で定める (32) | <ul style="list-style-type: none">・ 目論見書を発行する際は記載(93-1). <p>private companiesには不適用。</p> |
|---|---|

基本定款 (絶対的記載事項) (memorandum of association)

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 日本語が前提。貸借対照表等については商法施行規則6に規定 <ul style="list-style-type: none">・ 商号 (27)・ 本店所在地 (27)・ 目的 (27)・ 発行可能株式数 (37, 98)・ 設立に際して出資される財産の価格 (又はその最低額) (27)・ 発起人の氏名 (27)・ 1名以上の発起人が、1株引き受ける(25-2)・ 株主・発起人に制限なし。法人も | <ul style="list-style-type: none">・ ミャンマー語及び英語で(9)・ 商号 (・・・Limited)・ 住所 (ミャンマー国内であること)・ 目的・ 株主の責任は有限・ 資本金額 (株主資本、授權資本)・ 株式資本額および額面額
<ul style="list-style-type: none">・ Private companyでは、2名以上の署名者が1株以上引受け。public companyでは7名以上。・ 株主に、国籍、居住要件なし |
|--|---|

可。

基本定款の変更

特別決議（議決権者の半数が出席し、
2 / 3 以上の多数で）（466）

変更は困難#

・商号や目的の変更は特別決議 + 大統領や裁判所の承認が必要（11,12）

#定款は社員相互間の契約と考えられているため。

附属定款（相対的・任意的記載事項）（articles of association）

- ・発行する株式の内容（例：譲渡制限）（107）、種類株式—剰余金の配当、残余財産の分配、議決権制限（108）
- ・現物出資・財産引受の財産と価格、その氏名（28）
- ・発起人の報酬等（28）
- ・設立費用（28）
- ・株式を株主に割り当てる場合の承認機関（例：取締役）
- ・株券不発行
- ・株式取扱規則

- ・ミャンマー語及び英語で(19)
- ・ひな形あり（The First Schedule Table A第1付則A表）
 - ・登記しなければ、A表が附属定款として適用される（18）
- ・資本（発行、増資、変更-A41）
- ・株式（種類-A3、株券-A6、先取特-A9、払い込み催促、没収-A24、転換-A31、譲渡-A18、無記名株券share-warrants-A35、但、private companiesに適用なし）
- ・株主総会（通知-A49、定足数-A51、決議は挙手-A56、代理人による場合は72時間前に委任状を会社に預託-A66）

・取締役（権限-A71 資格-A77、最初の株主総会で全員退任、以後1 / 3 ずつ退任 -A78,79、欠員補充 A-81,82)

・配当（利益または未処分利益から行う -A95, 97)

・計算書類（閲覧制限-A105、損益計算書の記載方法 A-107) 株主宛の通知(A112)

#総会決議方法、取締役の権限・任期、配当制限等は任意に変更不可(17)

附属定款の変更

特別決議（議決権者の半数が出席し、2 / 3 以上の多数で）(466)

特別決議による(20)

会社設立

設立登記

営業許可 + 設立登記

設立の種類

発起設立（発起人は1人でも法人でも可、1株以上引受る（25)

発起設立

募集設立（省略。利用されていない)

（会社設立後に、株主を募集。但、private companiesは公募しない)

設立手続き

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 発起人による定款作成し（26）、署名し、公証人の認証を受ける（30）・ 設立時発行株式に関する決定と引受（32）・ 出資の履行（34）・ 設立時役員等の選任（38～48） | <ul style="list-style-type: none">・ 発起人が定款作成し、営業許可及び登記に必要な下記関係書類を準備し、登記申請する。・ Permit to Trade(営業許可)も必要(27A#) |
|--|---|

営業許可は、英国会社法でも求められていた

設立登記の際の申請書類

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 定款（絶対的、相対的、任意的記載事項）・ 変態設立事項の関係書類・ 払込取扱い金融機関の預金通帳のコピー・ 設立時取締役の就任承諾書・ 代表者の印鑑証明書等（商登47-2） | <ul style="list-style-type: none">・ 申請書・ 登記宣言書(Form 1)・ 登記事務所住所・ 定款の英語版とミャンマー語版のどちらかが正本であるかの宣言書(Declaration of Legal Version)・ 翻訳証明・ 事業内容（非貿易業）・ 取締役詳細（Form 26）・ 基本定款（memorandum of association）・ 附随定款(articles of association)・ 銀行残高証明書・ 会社設立証明書（認証必要） |
|--|---|

・登録免許税は資本金額の0.7%(最低15万円)

- ・ Form A
- ・ 株主のパスポートコピー
- ・ 取締役のパスポートコピー
- ・ 手数料 (100万 K)

参照 [DICA](#)

変更されるので最新版を確認!

株式譲渡(a share transfer) (買収・事業譲渡・撤退等の場合に譲渡・譲受できるか検討 34A)

・ 譲渡合意と株式名簿の書き換え

(株券が発行される 29, 108,A6)

譲渡人または譲受人から会社に登録申請 (28, 34,別表 A 19)

自己株式

反対株主の買取請求など、取得できるケースは多い (155-1~13)。

減資以外は原則禁止 (54)

機関

株主総会 + 取締役のほか

取締役会、会計参与、監査役、監査役会会計監査人および委員会の組み合わせ

・ 株主総会、取締役、取締役会、会計監査人

株主総会

- ・ 決算期後に、定時株主総会開催(438)
- ・ 決議事項：法定決議事項<定款で定めた事項<一切の事項 (295)
- ・ 招集通知の発送期限（非公開会社では1週間前までに発送）、方法、場所
- ・ 決議要件（普通決議＝議決権者の過半数が出席し、議決権の過半数で）、決議（議決権者の過半数が出席し、2 / 3 以上の多数で 309)
- ・ 決議等の省略
- ・ 議決権の不統一行使 (313)
- ・ 種類株主総会 (322)
- ・ 設立後18ヶ月以内。
- ・ 毎年1回、前回から15月以内。(76)
- ・ 10分の1以上の株式を有する株主の株主総会の招集請求権 (78)
- ・ Ordinary resolution(普通決議)
- ・ 定足数(quorum)は2名 (79)
- ・ 決議方法：挙手(a show of hands)による。1人1票。投票の場合は1株1議決権で過半数で決議。別表 A 56)。
- ・ Special resolution (特別決議)は、議決権者の3/4以上の多数決で。総会から21日以前に通知する。
決議事項：変更（定款、目的、商号、資本金、など）
- ・ Extraordinary resolution (臨時決議)は、特別決議と同じ決議方法。
- ・ private companies には、招集通知の規定なし。

取締役

取締役は1人でも可。取締役会設置すれば3人以上

最低3名(83A)。但し、private companiesには不適用。

取締役の資格

- ・ × 法人、成年被後見人等
- ・ 株主に限定できない。但、非公開会社では株主に限定できる(331-2)
- ・ 居住要件・国籍要件なし(H27.3.16登記先例廃止)

- × 破産者等、資格株を取得していない場合(86)
- ・ 法人も可(87-1-b)
- ・ 居住要件・国籍要件なし。

取締役の任期

原則2年、非公開会社は定款で10年延長(332)

制限なし

取締役の選任

株主総会の普通決議(329)

株主総会の普通決議(83B)

取締役の義務

- ・ 善管注意義務(330)
- ・ 競業取引(356)
- ・ 利益相反取引(356)

- ・ 法令遵守義務(A74)
- ・ 利益相反取引の開示義務(91A)および議決権制限(91B)
- ・ 取締役への貸付・保証の禁止(86D、private companiesには不適用)

・受託者として善意義務

取締役の報酬

株主総会の決議による(361-1)

株主総会の普通決議による(A69)

取締役の解任決議

普通決議(341)

臨時決議で解任(86G)

取締役の代表権

各自代表(349)

各自代表(A71)。Managing Director
を選任しその者が代表権を持つ(A7
2)

取締役会

- ・招集権者 - 各取締役(366)
- ・招集通知 - 1週間前までに(368)
- ・過半数が出席し(定足数)、過半数
で決議(369)

- ・招集権者 - 各取締役(A87)
- ・取締役が3人以上の場合は定足数は
3人(別表A,87)
- ・多数決で決議

会計監査人(auditor)

- ・会計監査人を置くことができる
(326-2)
- ・計算書類の監査(396-1)

- ・1名以上の会計監査人を選任
(144-3)
- ・貸借対照表・損益計算書等を作成・
報告(145)

会計帳簿

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 日本語（会社計算規則57）・ 株主・債権者は、計算書類の閲覧謄写（442-3） | <p>英語またはミャンマー語で記載する（130）。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 株主（131）は閲覧できる。private companyには不適用。 |
|--|---|

財産状況の開示

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none">貸借対照表の公告義務（440） | <ul style="list-style-type: none">・ 貸借対照表を登記官へ提出（134）。
但、private companiesには不適用。 |
|---|--|

剰余金配当規制

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">300万円の純資産額規制（458） | <ul style="list-style-type: none">配当規制あり（別表A 95,97） |
|---|---|

減資

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 特別決議（447,309-2-9） | <ul style="list-style-type: none">裁判所の承認 + 特別決議（55） |
|---|---|

解散

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 存続期間満了、解散事由の発生、特別決議で（471）等 | <ul style="list-style-type: none">・ 裁判所による清算、任意清算、裁判所の監督による清算（155） |
|--|--|